

三鷹市公共工事の前払金取扱要綱

(通則)

第1条 三鷹市契約事務規則（昭和39年三鷹市規則第14号。以下「規則」という。）による公共工事の前払金に関する事務の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(前金払の対象)

第2条 規則第48条第1項に規定する前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事（以下「工事」という。）とする。

(前払金の使途制限)

第3条 前払金は、当該前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(前金払の率)

第4条 規則第48条第1項に規定する前金払の率は、契約金額の3割（土木工事、建築工事及び設備工事については4割）とする。

(前払金の最高限度額)

第5条 前条の規定にかかわらず、前払金の最高限度額は、1件の契約につき2億円とする。

(前金払の制限)

第6条 第2条の規定により前金払の対象とされる工事であっても、次の各号のいずれかに該当するものについては、前払金を支払わない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、前払金の全部又は一部を支払うことができる。

- (1) 非常災害等の急を要する工事
- (2) 単価契約の工事
- (3) 支給材料を支給する工事で、契約金額に支給材の額を加えた額の3割（土木工事、建築工事及び設備工事については4割）以上の材料を支給するもの。

2 前項に定める場合のほか、市長が、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前払金の端数計算)

第7条 前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払の対象及び率等の明示)

第8条 前金払の対象とされる工事及び前金払の率等については、入札条件

又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(前払金に関する契約書の記載事項)

第9条 前払金を支払う工事の請負契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。
- (2) 前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 前払金を支払った場合における部分払の支払方法に関すること。
- (5) 前払金の使途制限に関すること。
- (6) 保証契約の変更にに関すること。
- (7) 保証契約が解約された場合等における前払金の返還に関すること。

(前払金の請求手続)

第10条 前払金の対象とされる工事については、契約締結後速やかに、契約の相手方から前払金等請求確認書を市に提出させるものとする。

2 前項の前払金等請求確認書により、前払金の請求の意思を確認した場合は、速やかに、当該前払金に係る保証事業会社の保証証書の原本1通及び写し1通を市に提出させたいうえ、請求を行わせるものとする。

3 前項の保証証書の原本及び写しについては、原本は契約事務取扱担当者が保管し、写しは支出負担行為の証拠書類として添付するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、工事の着手時期を別に指定する場合その他市長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

5 前払金の請求を受けたときは、請求を受けた日から14日以内にこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還)

第11条 規則第48条第3項の規定により前払金を追加払し、又は返還させる場合における前払金の額は、変更後の契約金額に第4条に規定する前金払の率を適用して算出した前払金額と既に支払済みの前払金額との差額とする。

2 前項の規定により、前払金を追加払する場合においても、前払金の合計金額は2億円を超えることができないものとする。

3 規則第48条第3項の規定により前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、次条の規定による保証契約変更後の保証証書を市に提出させたいうえで、契約の相手方の請求により行うものとする。

4 規則第48条第3項の規定により前払金を返還させるときは、契約金額を変更した日から市が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、

返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に三鷹市工事請負標準契約約款（以下「標準契約約款」という。）に定める率を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。

- 5 規則第48条第3項の規定にかかわらず、残工期が30日未満のときその他市長が必要ないと認めるときは、前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

（保証契約の変更）

第12条 規則第48条第3項の規定により前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を市に提出させるものとし、その手続に関しては、第9条第1項及び第2項の規定を準用する。

- 2 契約の相手方は、既定の工期が変更された場合には、市長に代わり保証事業会社に対し工期の変更を通知するものとする。
- 3 規則第48条第3項の規定により前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を市に提出させるものとする。

（前払金を支払った場合の部分払）

第13条 前払金を支払った工事について部分払をするときは、規則第49条第2項の規定に基づき、次の式により計算して得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{既済部分の代価} \times 9/10$$

$$- \text{前払金額} \times \text{既済部分の代価} / \text{契約金額}$$

- 2 部分払金の支払いがあった後、再度部分払をする場合は、既支払額を控除して支払うものとし、次の式により計算して得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払金の額} \leq (\text{既済部分の代価} \times 9/10$$

$$- \text{前払金額} \times \text{既済部分の代価} / \text{契約金額}) - \text{前回までの部分払支払額}$$

（保証契約が解約された場合等における前払金の返還）

第14条 規則第48条第4項の規定により前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

- 2 規則第48条第4項第1号又は第3号の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に標準契約約款に定める率を乗じて得た額を利息として徴収するものとする。
- 3 規則第48条第4項第2号の規定により前払金を返還させる場合には、市長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に標準契約約款に定める率を乗じて得た額を利息として徴収するものとする。

（2年度以上にわたる工事の前金払）

第15条 2年度以上にわたる工事であっても、前払金は契約金額の3割（土

木工事、建築工事及び設備工事については4割)に相当する額を支払うものとする。この場合において、既に支払った前払金の額が年度末における当該工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は、支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越される工事に係る前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第16条 債務負担行為を伴う工事であるため第6条第2項の規定により前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、市長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができるものとする。

(適用期日)

第17条 この要綱は、昭和57年4月1日から施行し、同日以後の工事請負契約から適用する。

付 則

(適用日)

昭和57年12月1日以降の工事請負契約から適用する。

平成10年12月1日以降の入札に係る工事請負契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行し、同日以降に締結する契約から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。